

# 壊すな！名古屋城天守

名古屋城を「戦後復興のシンボル」に

## 名古屋城シンポ

8月26日(土)13時半～

名古屋市博物館講堂



13:30 開会 司会 森あきら(実行委員)

13:35 ビデオ上映

「天守閣への思い 名古屋城天守閣建替に反対します」

高田廣司(元教員)

13:45 報告

高橋和生(実行委員、一級建築士)

赤羽一郎(石垣部会構成員・愛知淑徳大学非常勤講師)

<休憩>

15:00 パネルディスカッション

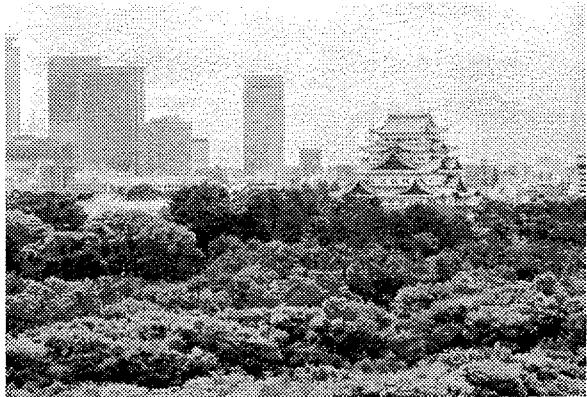
会場からの質問に応えて

16:10 閉会・終了

主催：名古屋城を「戦後復興のシンボル」に 実行委員会

## 名古屋城を「戦後復興市民のシンボル」に

名古屋城は荒れています。市民は入場者の1割でしかなく、年間2億円の赤字を出し続けています。



## 市民に愛される城にしましよう

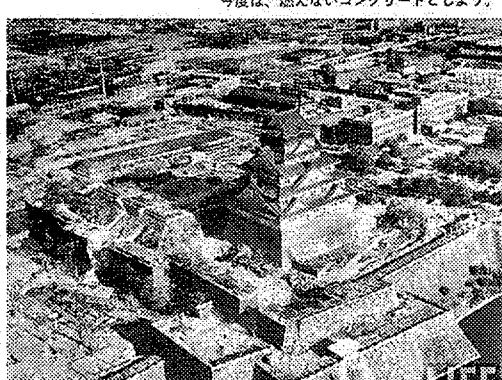
「市民公園」「歴史文化の発信」それから「観光」です。観光の為の「木造天守」は要りません。

大坂城は素晴らしいです。名古屋城も「史跡公園」「運動公園」「散策公園」として、北の名城公園も含めて一体的に整備しましょう。名古屋城はタテ割り行政の犠牲となっています。市民の目線で見直しましょう。名古屋城は、名古屋の都心に鶴舞公園の3倍もの面積をもつのですが、間違った名古屋市の「観光」政策の為、せっかくの緑のオープンスペースも市民に有機的に使われていません。中途半端な工事現場に占領されています。

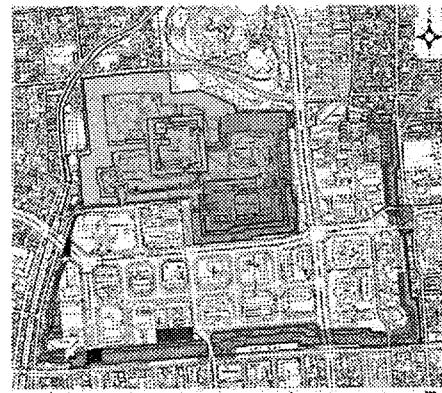
### ○入城無料としましよう。大坂城は天守閣博物館だけが有料でした。



大阪城（昭和6年）は、残った！　名古屋城は燃えてしまった。  
今度は、燃えないコンクリートとしよう。



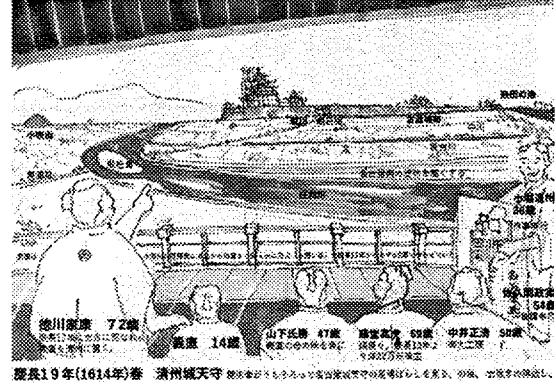
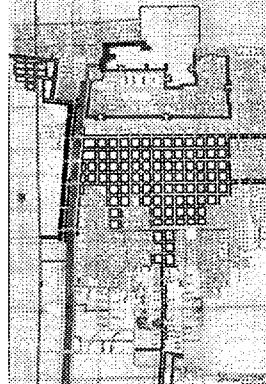
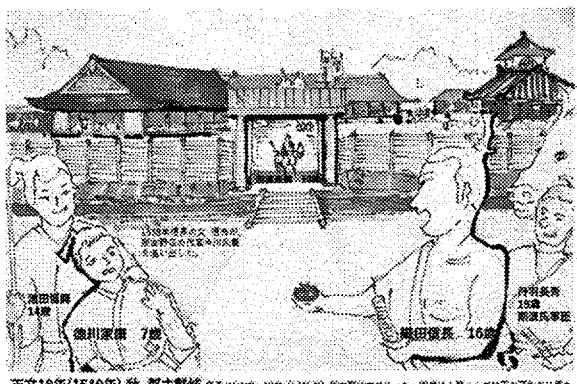
名古屋城には、見えない管理境界線があります。



市民公園をみんなで育て、活用しましよう。

### ○耐震改修と共に、「天守博物館」を刷新し、名古屋の歴史と文化を発信しましよう。

大坂城天主閣博物館は、楽しく、子供たちに、外国の方にも大阪の歴史文化を学べるようになっています。企画展示室は、名古屋のように貸し出さず、2ヶ月ごとに学芸員が展示し、リピーターの確保に努めています。



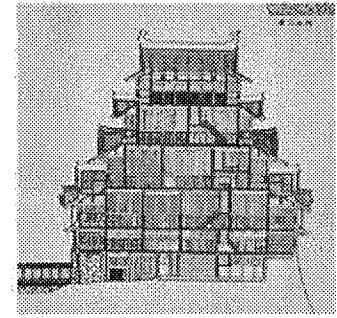
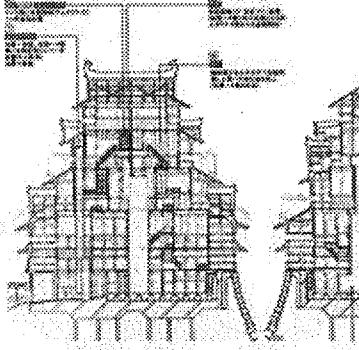
名古屋は、400年まえ、那古野の荒れ地に忽然と、徳川家康によって作られたのでした。城は町のシンボルでした。

徳川宗春の華やかな町の姿を、今に残してくれた享元絵巻を天守博物館は所有していますが、展示していません。大正以降、ものづくりの町として名古屋は発展し、戦後復興の市民のシンボルとして、現天守は作られたのです。壊しては、いけません。

呼びかけ人 高橋和生

〒461-0023 名古屋市東区徳川町 1301-302 Design Office TAK Email : takahashi-shiro@pontak.jp

天守木造化のような複雑な問題には、このような比較表を作り、木造化について名古屋市は市民に説明し、木造化への市民の理解を得る必要があります。天守木造化に賛成の方にこそ、聞いていただきたいです。市長は「資料があるので、スンパン違わぬ国宝の復元ができる・左の案」と言っていますが、名古屋市が作ろうとしているのは「真ん中・観光で儲けるハイテク木造」です。私たちは、木造化に反対して「右の案・市民に愛されることを目指し、耐震改修+博物館刷新」を訴えています。3案を並べ、観光と文化をわけ、安全の問題を指摘していきます。名古屋市長が市民を騙していることを証明します。

		違法建築	法適用除外	合法・改修
主役	河村市長のウソ（2つの案を1つとして、使い分けている）			
案の名称	国宝名古屋城の伝統木造復元	観光で儲けるハイテク木造	市民に愛される名古屋城	
姿	<p>燃えた国宝名古屋 1954年 城戸丸（名古大救援）復元圖 これに基づき、今あるコンクリート天守は作られた。</p> 	<p>年360万人40年維続すると言う市の観光事業の見通しの検証は未達。</p> 	<p>現天守の耐震改修+博物館刷新</p> <p>昭和34年（1959年）竣工、築58年の鉄骨鉄筋コンクリート造</p>	
文化	<p>文化庁石垣委員会は史跡の石垣優先。木造天守の復元内容については文化庁復元小委員会の預かりとなる。未達。</p>	<p>竹中提案書より詳しく後述する。 文化財である石垣を壊さないと、作れない。燃える木造建築がら避難する階段を新たに作るも、小天守への一方向であり二方向ではない。</p>	<p>木造天守が大好きなんたちは、現天守の東にある身障者用エレベーターが見苦しい、壊すべきだと言うが、身障者エレベーターの後ろには屋外避難階段もある。</p>	<p>現天守は小天守をとることなく避難できるよう、二方向避難を確保。安全、かつ、完全な外観復元。</p> <p>「戦後復興のシンボル」文化財</p>
観光	<p>「面白い」で、話題になる</p>	<p>「観光」で「面白い」を偽装？</p>		<p>名古屋都市史を示す、観光名所</p>
安全	<p>違法、危険なので中に入れない。展望台・建築として使えない。現代に作る建築は現代の法律に合わせなければならぬ。国民の最低限の生命・財産を守るのが建築基準法である。</p>	<p>建築基準法適用除外条件「原形（国宝）の再現やむなし」として法を逃れるには名古屋市の判断でよいが、名古屋市建築審査会の「天守木造化の大義名分」「安全」への同意が必要。</p>		<p>合法。市長は嘘でこの案を消す</p> <p>1:耐震工事をしても寿命40年</p> <p>2:40年後、文化庁は木造と言う</p> <p>3:現天守は地震に弱い、入場制限をして、早く強い木造にする</p>
建設費	350億円	500億円 増3000万円		30億円
工期	7年	5年		2年
先例	掛川城、大洲城があるが、天守がないところに新たに作った	戦後のコンクリ天守は多くあるが、壊して木造にするのは無い		大阪城、小田原城、熊本城（これらから2年で大林組が行う）

違法建築の案は、石垣を積みなおしてから、400年前の木造天守そのものを作るので、7年と工期は長くかかり、建設費は350億円と安くなります。（読売新聞による。案は名古屋市に未提出。自民党、公明党が所持）

法適用除外は、名古屋市がコンペにあたって、条件として出したものです。竹中工務店はそれに応じ、名古屋市はこれを選んだので現在、名古屋市案と思われていますが、建築基準法第3条に定める第3者機関の名古屋市建築審査会の「同意」を得ていません。①原形（国宝同等）なのか。②再現やむなしの根拠はなにか③法同等の「安全」は確保されているか。について、名古屋市に替わって、建築審査会が市民に説明するように、名古屋市議会に請願しました。

# 名古屋城石垣の歴史的価値とその保存、修復について

20170826 赤羽一郎

## I 名古屋城石垣の本質的価値

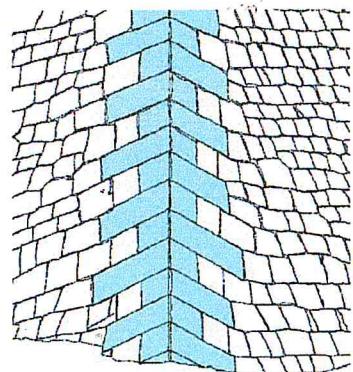
### 1、石垣の範囲と規模

名古屋城の石垣は、西の丸・御深井丸および二の丸を囲む「中堀」と本丸を囲む「内堀」、さらに広大な三の丸を囲む「外堀」に設けられていた五つの御門周辺に構築されている。このうち「外堀」の御門を除く石垣は、面数は326面、立面積は約67,279 m<sup>2</sup>に及ぶ。その石垣の面積は名古屋ドーム5面分にあたる。その規模は徳川幕府が再構築した大坂城に次いで全国の城郭の第二位を占めている。

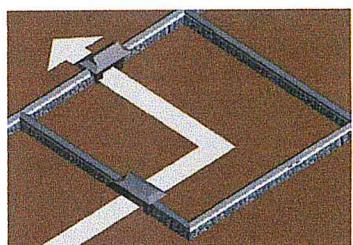
### 2、慶長期の石垣

名古屋城の石垣は、その規模の大きさとともに高度な構築技術を觀ることができることに高い価値がある。その一つが隅石の算木積みである。直方体の大きな石材を長辺と短辺を交互に隅に積み上げる算木積みは、隅石の強度を格段に強める方法として慶長十年（1605）頃に開発された。名古屋城でも、最新の技術が導入された様相を、天守台の四方の隅石などでみることができる。

また、堀底から直線的に立ち上がった石垣に1／2の高さあたりから反りをつけ、天端の石は垂直に立つ反りのある石垣を諸所に觀ることができる。これも慶長期に始まった石垣の積み方であり、加藤清正も好んで用いた。



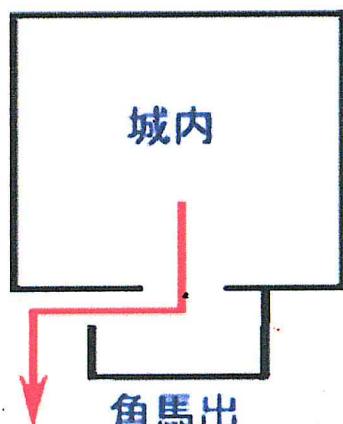
隅石の算木積み



枡形と門

### 3、名古屋城石垣修復の履歴

名古屋城では、構築間もなくの慶長十九年（1614）に暴風雨により天守台東北の石垣が崩壊し、福島正則が修復に当たった記録が残されている。以後、大正年間にいたるまでの300年間に本丸、二の丸や三の丸で石垣の修復が、幕府の許可を得て度々行われてきている。なかでも、宝暦二～五年（1752～55）には沈下した北西隅を中心とする天守台の積み直しという大改修が行われている、この「宝暦大修理」では天守の東側に巨大な巻揚げ機を設置し、太い綱を天守の北西柱に結び付け引き揚げ、その間に石垣を積み直すという驚くべき大技が繰りだされている。このような石垣修復の履歴そのものも、名古屋城石垣の歴史的価値を表している。

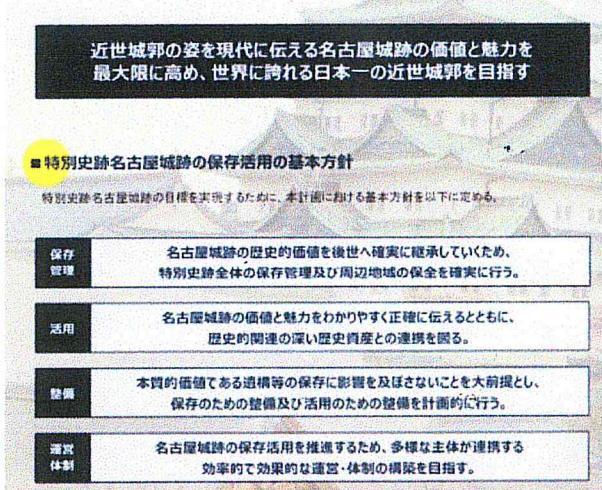


馬出略図

## 1、名古屋城全体整備検討会議

名古屋市は、平成 18 年（2006）に名古屋城跡の整備の在り方を総合的に検討するために「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議」を設置した。

また、この会議には「建造物部会」（平成 18 年度）、「石垣部会」（平成 18 年度）と「庭園部会」（平成 22 年度）が設置された。「建造物部会」は本丸御殿復元に、「石垣部会」は大手搦手馬出の石垣修理に、「庭園部会」は二の丸庭園の整備について専門的な見地から検討を行ってきた。また平成 29 年度からは、あらたに「天守閣部会」が設置され、木造天守についての検討が行われている。



特別史跡名古屋城の目標

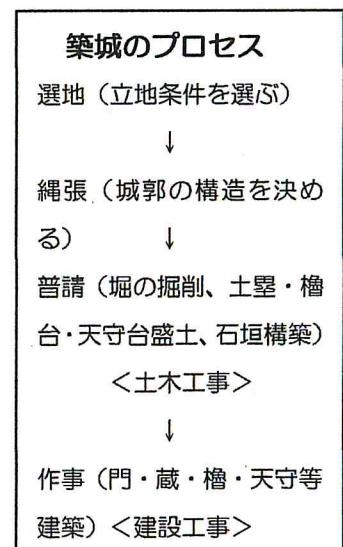
## 2、「特別史跡名古屋城跡保存管理計画」

一方、特別史跡名古屋城跡を後世に伝えていくためには、その確実な保存と有効な活用を図る必要がある。そのため、特別史跡名古屋城跡の本質的な価値と多様な構成要素を整理し、その「保存管理」「活用」「整備」「運営・体制」の現状と課題を整理し、今後の方針を明示する「保存活用計画」の策定が不可欠である。この「保存活用計画」についての検討も、上記の「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議」で平成 27 年度から行われている。

## IV 石垣の保全・修復に向けて

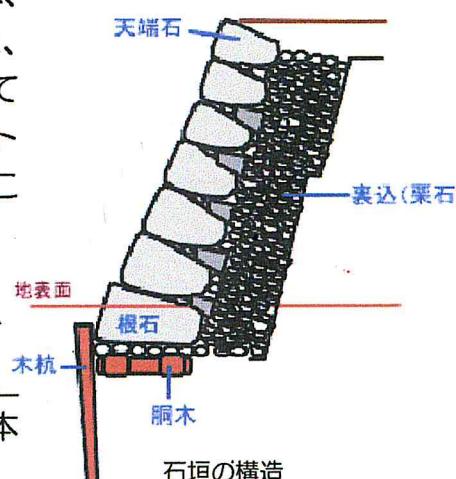
### 1、巨大城郭の泣きどころ一間断なき石垣修理—

名古屋台地の北辺の長大な石垣や聳え立つ天守は、「天下普請」の効果とともに徳川幕府の威力を広く見せつけたが、皮肉にも築城後の名古屋城を苦しめる要因ともなった。現在、名古屋城の石垣修復工事は、本丸搦手馬出曲輪の北辺・東辺で行われているが、昭和 45 年度（1970）から継続的に名古屋城で行われている石垣修復工事は、その多くも北辺に偏っている。その原因としては、軟弱な低湿地に石垣の基礎を置かなければならなかつたことと、台地上の雨水が北に向かって流下し石垣の裏込の機能を奪っていったことが挙げられる。名古屋城のいわゆるウィークポイントが北辺の石垣にあることを物語っている。築城の名手家康も、この事態は予測できなかつたのであろうか。



### 2、「石垣カルテ」の作成

「石垣カルテ」とは、石垣の現況を調査した結果を記録化し、危険度を判定するための基礎資料を指す。名古屋城における基本



## II 近代以降の名古屋城～失われた近世城郭～

### 1、二の丸御殿の破却

明治維新後、明治五年（1872）に本丸と二の丸は陸軍省の所管となり、二の丸御殿は破却され二の丸庭園も部分的に破壊された。なお、明治七年（1874）に三の丸が陸軍省の所管となり重戦車の通過を可能にするために御門の枠形も破壊されている。



大津橋北詰の銘板

### 2、本丸大手馬出しの撤去

明治二十六年（1893）に本丸、西の丸東側が陸軍省から宮内省に所管替えになり「名古屋離宮」となった。本丸御殿は、皇族の宿泊所に利用された。この頃、車両の通行に支障をきたすとして、本丸大手馬出の西側の堀が埋め立てられ、本丸表門と土橋の前面は広場となった。

### 3、大津橋と南大津通の開通

昭和五年（1930）に「名古屋離宮」は廃止され、本丸、西の丸、深井丸は名古屋市の所管となり、翌年に名古屋城は一般公開された。昭和八年（1933）に竣工した名古屋市役所は、名古屋城天守を模したとされる帝冠様式の建物である。この名古屋市役所の利便性を高めるために、同年名古屋市は文部省に三の丸南面土塁の開削を申請し許可を得ている。

### 4、空襲による天守焼失と再建

昭和二十年（1945）5月14日に米軍の空襲によって、名古屋城は天守・小天守、本丸御殿などを焼失している。空襲による被撃は本丸の天守台などに及んでおり、今後の石垣の保存・修復の課題となっている。なお、昭和34年（1959）、天守・小天守はSRCによって再建されたが、その折の天守台や穴蔵内部の改修の実態解明が、今後の石垣の保存・修復の課題となっている。

### 5、愛知県体育館建設

名古屋城二の丸は、昭和二十年（1945）に大蔵省（現財務省）の所管となった。名古屋市は大蔵省から南半部分の無償貸与を受け、名古屋市から設置許可を得た愛知県は、昭和三十九年（1964）に愛知県体育館を建設した。その折に、円滑な車両通行を理由に、二の丸東二の門の石垣を改変している。

## III 名古屋城の保存と管理

的な調査項目は、石材の石質比率、刻印・矢穴の状況、植生状況、近代以降の補強の有無である。さらに、石垣の被熱、抜け落ち、孕み出し（局所・広範囲）等も観察し記録する。また、レーザー測量などを援用して内部の状況を把握する。このような調査を通して、石垣崩落の可能性や利用上の危険度を判定し予防的な方策を講ずることは、大規模で歴史的価値をもつ名古屋城の石垣の保全には不可欠な作業である。

### 3、天守台石垣保存・修復

現在のSRCによる天守・小天守はケーソンという地下構造物に支えられており、天守台の石垣にその重量はかかっていないとされている。しかし、天守台の石垣の孕みや捩れ、さらには空襲による被熱によって亀裂が入っている石垣は看過できない。上記「石垣カルテ」作成作業の一環として早急に取り組む必要がある。

### 4、発掘調査体制

名古屋城で行われる様々な調査・修復・整備事業では、事前の発掘調査を伴うものが少なくない。埋蔵文化財と呼ばれる地中に眠っている文化財の調査には、考古学の専門的な知識と技能を持った学芸員があたらなければならない。そうでなければ、発掘調査は「破壊」と同じことになるからである。とりわけ特別史跡名古屋城跡で行われる発掘調査は、文化庁の許可の下で、場合によっては国庫補助事業として行われるものであるから、発掘調査にあたる学芸員は、名古屋市の正規職員であることが原則である。名古屋市は、名古屋城で行われる発掘調査の質と量に見合った学芸員を確保することが求められる。

## V おわりに～石垣部会のひとりとしての提言～

- 1、歴史の証拠としての本質的価値の保全を最優先に考えます。  
特に名古屋城跡の象徴的な存在である天守台石垣の保存を訴えます。
- 2、本丸大手馬出や二の丸東二の門の石垣など、失われた近世城郭の堀・土塁・石垣の復元を優先すべきだと考えます。
- 3、大きな震災が懸念される東海地域にあって、石垣カルテの作成は喫緊の課題です。また、石垣カルテ作成の上で障害となる石垣に繁茂する草木類の除去も、早急に行う必要があります。
- 4、名古屋城で行われる発掘調査に必要な学芸員は、名古屋市の正規職員であることを求めます。

## 名古屋城天守閣木造

「復元」に異議あり！

東海自治体問題研究所理事、元名古屋市職員  
山口由夫



2000年に就任した河村たかし名古屋市長は、観光の自慢として「名古屋城天守閣木造復元」を突然打ち出しました。しかし、「特別史跡名古屋城址全体整備計画」(2005年策定、2010年増補)では耐震改修などを行っており、市長の意向だけで「木造化」が進められているのです。



### 市民の真意とかけ離れた木造化

2017年4月23日の名古屋市長選挙で四選した河村たかし氏は記者会見で、「木造化をちゃんとやり抜け」と、市民のたいへん厳しい命令をいただいた」と、木造化が信任を得たとの発言をしました。しかし、事前の世論調査では62・5%が「天守閣問題を投票時の判断材料にしない」と回答しています。市民の真意とかけ離れた木造化が動き出し、本年内にも現在の天守閣の取り壊しが行われる事態になっています。

名古屋市は、2017年5月9日に竹中工務店と天守閣木造化を中心とする「名古屋城天守閣整備事業」の基本協定を結びました。

これを受けて、翌日「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会」の初会合が開かれましたが、文化庁の担当者は木造復元ありきの石垣調査には否定的な見解を述べ、有識者委員からも「文化財保護の発想が欠けています」と厳しく指摘が相次いだと報じられています。文化庁からも疑問が出され、河村市長の思惑通りには事業が進みそうにありません。

### 木造化計画のごまかし

木造化計画には大きなごまかしがあります。第一は、図面があるから十分違わぬ本物の木造天守ができるというごまかしです。現在の耐震・耐火に関する法律に適合するため

には、先述の「竹中案」のように耐震床や耐震壁のハイテク木造天守にならざるを得ず、

現在の鉄筋コンクリート天守同様にポンモノにはなりません。第二に、建設費505億円を入場料収入で賄うという財源のごまかしです。完成後40年間毎年360万人以上が入場するという想定について、市当局が民間調査会社に検証を委託しようとしたが、長期の予測は不可能と拒絶され、いまだに疑問が解消されていません。また、100億円の寄付金を集めるとしていますが、市民の盛り上がりがないなかで、100億円の実現は極めて困難なのではないでしょうか。他のお城での復元・修復費用の寄付金の状況は、熊本城で約9億5000万円、姫路城で約5億3000万円、二条城で約3億5000万円というのが実情です。

### 燃えないようと市民の平和への思い

二度と燃えないようにとの名古屋市民の平和への思いを込め、当時の先進技術=鉄筋コンクリートで外観復元された現在の天守閣は、貴重な歴史的文化財です。名古屋城と同様に鉄筋コンクリートで再建された大阪城・熊本城が、姫路城とならんで天下の「三大名城」といわれています。耐震改修を施せば活用できる歴史的文化財である鉄筋天守閣をごまかしの木造化のために取り壊すことには異議あります。

▲「名古屋城天守閣木造化」(撮影:太田武宏、写真クラブ)

平成29年請願第8号

## 名古屋城の石垣及び天守の保存を求める件

請願者

西浦愛子

### 要旨

名古屋市は、名古屋城天守の木造化に向けて、基本設計費や準備工事費など、総額10億円の支出を決め、平成29年6月定例会では、入場者数見込み等の調査や寄附金を募るための計画策定などに関する特別会計の補正予算を提案している。河村市長は、「世界で初めての寸分たがわぬ復元ができる」と言っているが、建築基準法では、4階建て以上の木造建築物の建設は禁止されている。戦前の名古屋城が国宝に指定されていたとしても、市民が内部に入る建物としては、建築基準法第3条により同法の適用除外とすることは適切ではない。さらに、建築基準法や消防法などで定められたエレベーター、2方向の避難階段、排煙機、換気扇、消火設備などの設置といった十分な耐火性及び避難対策が不可欠である。これは、先日のロンドンでのマンション火災の事例からも明らかである。

また、特別史跡であり1612年の築城時から残る石垣の保全が絶対条件である。石垣を保全することこそ最優先であり、石垣を破損することは認められない。

一方、現在の名古屋城天守は、昭和実測図をもとに建てられていて、戦後の城郭建築として価値があるものである。しかも、戦禍で焼失した天守を、市民から不足する費用について寄附金を募り、当時最新の工法で復元したものである。そこには、二度と戦争により焼失させることのないようにとの願いが込められている。今求められているのは、耐震補強だと思う。私たちは、まず解体ありきの議論を見直し、戦後復興のシンボルとして残すべきと思う。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋城の石垣を毀損させず、保全を最優先すること。
- 2 建築基準法、消防法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）を遵守し、名古屋城天守は耐震補強を行うこと。
- 3 文化庁の許可が出ない限り、名古屋城天守の木造復元のための寄附金募集は行わないこと。
- 4 まず解体ありきの議論を見直し、現在の名古屋城天守を戦後復興のシンボルとして残すこと。